



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## SBI アルヒ株式会社

SBI アルヒ グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

SBI アルヒ株式会社（証券コード:7198）

評価対象

SBI アルヒ株式会社  
SBI アルヒ グリーンファイナンス・フレームワーク

### 概要

SBI アルヒ株式会社は、2000年に創業した最大手の住宅ローン貸出専門の金融機関（モーゲージバンク）である。2001年に30年全期間固定金利住宅ローンである「グッド住宅ローン」の取り扱いを開始し、本格的にモーゲージバンクとして活動を開始し、2004年12月からは住宅金融公庫（現：独立行政法人住宅金融支援機構）と提携し、長期固定金利住宅ローン【フラット35】の取り扱いを開始した。【フラット35】は、全金融機関に占める取り扱い実績が2023年3月期まで14年連続トップである。

SBI アルヒは住宅ローンを中心とした様々な商品・サービスを提供することで、環境や社会情勢の変化に強く、多くの人々が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指している。

今般の評価対象は、SBI アルヒがグリーンRMBSにより調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に充当するために定めたSBI アルヒ グリーンファイナンス・フレームワーク（本フレーム

ワーク)である。本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1)</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2)</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3)</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4)</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

本フレームワークで前提となっているグリーンRMBSの仕組みは以下のとおりである。

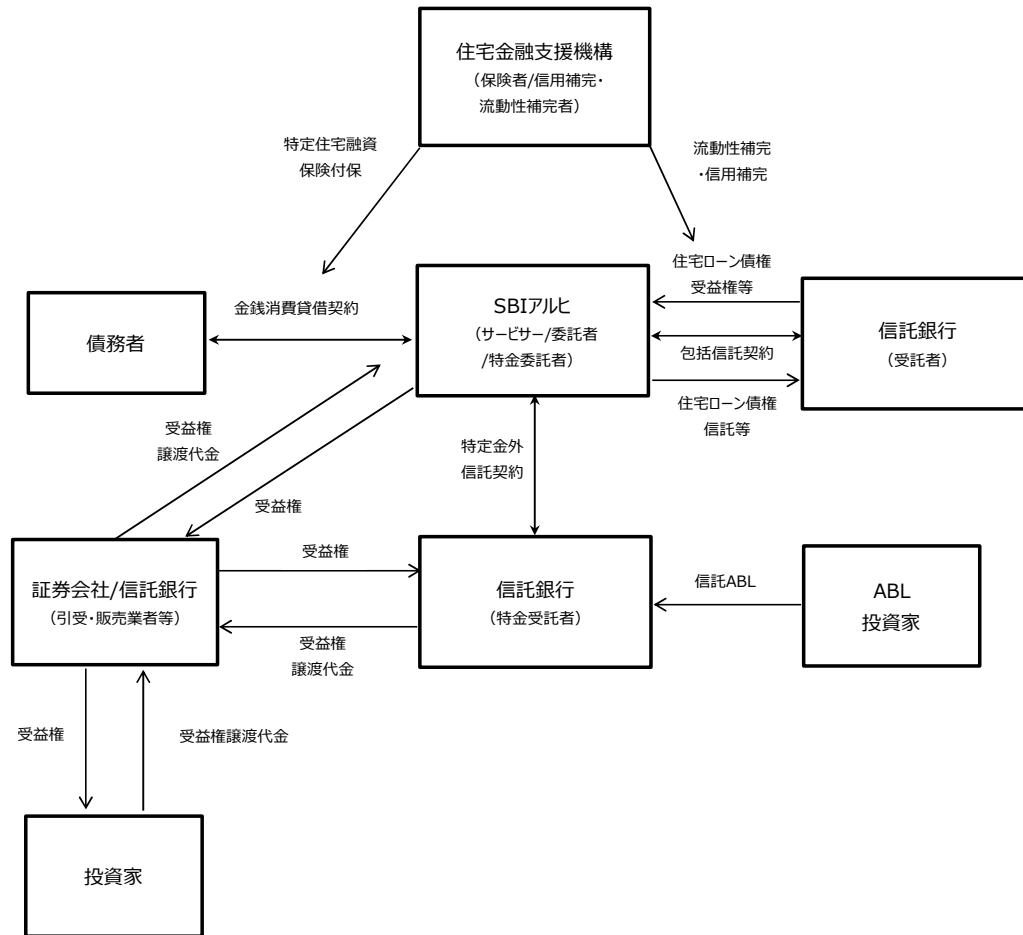


図 1：スキーム図

SBIアルヒは自社の保有する【フラット35(保証型)】のうち、【フラット35】及び【フラット35】Sの基準を満たすローンの中で、本フレームワークに定める基準を満たすものを、受託者である信託銀行に信託し、信託受益権(住宅ローン債権受益権)の交付を受ける。【フラット35(保証型)】の性質上、裏付け資産であるローン債権には住宅金融支援機構による住宅融資保険が付されており、

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>  
<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025"  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>  
<sup>3</sup> 環境省「グリーンボンドガイドライン 2024年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000264120.pdf>  
<sup>4</sup> 環境省「グリーンローンガイドライン 2024年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

住宅ローン債務者が最終返済日までに支払いを満額行えない場合、住宅金融支援機構から保険金の支払がなされる仕組みとなっている。

今回のレビューは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正に伴い、SBI アルヒが本フレームワークで定める適格クライテリアを一部変更したことを受けてのものである。JCR では、変更後の本フレームワークの資金使途は引き続き環境改善効果を有する住宅ローンを対象としていると評価している。

本フレームワークの運営体制は前回評価時と比べ大きな変更がなく、SBI アルヒの管理運営体制が適切に構築されており透明性が確保されていることを JCR は引き続き確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

SBI アルヒでは、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーン RMBS の裏付け資産は、オリジネーターとなる当社が実行した住宅ローン債権（【フラット 35(保証型)】）のうち、【フラット 35】の省エネルギー性に関する基準を満たす新築及び中古住宅を対象とする住宅ローン債権(以下、「グリーン適格資産」とする。尚、信託受益権の発行または信託 ABL に基づく調達資金は、グリーン適格資産の取得に全額充当される。

具体的な基準として本フレームワークでは、以下のとおり定めている（太字および下線を施している部分が今般の変更点）。

制度	分類	技術基準
<b>新築</b>		
【フラット 35】S	ZEH	ZEH
	金利Aプラン (省エネルギー性)	認定低炭素住宅
		【2022 年 10 月 1 日以降に設計検査の申請が受理された物件】 断熱等性能等級 5 以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 6 の住宅
		【2022 年 9 月 30 日以前に設計検査の申請が受理された物件】 一次エネルギー消費量等級 5 以上の住宅
性能向上計画認定住宅		
金利Bプラン (省エネルギー性)	【2022 年 10 月 1 日以降に設計検査の申請が受理された物件】	
	① 断熱等性能等級 4 の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 6 の住宅 ② 断熱等性能等級 5 以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 4 または 5 の住宅	
	【2021 年 1 月 1 日以降 2022 年 9 月 30 日以前に設計検査の申請が受理された物件】	
	断熱等性能等級 4 以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅	
	【2020 年 12 月 31 日以前に設計検査の申請が受理された物件】	
	断熱等性能等級 4 の住宅、または一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅	

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

制度	分類	技術基準
<b>新築</b>		
【フラット35】S	金利Aプラン (耐久性・可変性)	長期優良住宅
	上記以外の金利Aプラン	<b>【2023年4月1日以降に設計検査の申請が受理され、かつ2025年3月31日以前に工事着工した物件】</b> ① 断熱等性能等級 4 以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅 ② 建築物エネルギー消費性能基準を満たす住宅
	上記以外の金利Bプラン	
【フラット35】		
【フラット35】 地域連携型	地域活性化 (グリーン化)	断熱等性能等級 6,7 相当の住宅
<b>中古</b>		
【フラット35】S	ZEH	ZEH
	金利Aプラン (省エネルギー性)	認定低炭素住宅
		<b>【2022年10月1日以降に設計検査の申請が受理された物件】</b> ① 断熱等性能等級 4 の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 6 の住宅 ② 断熱等性能等級 5 以上の住宅かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅 <b>【2022年9月30日以前に設計検査の申請が受理された物件】</b> 一次エネルギー消費量等級 5 以上の住宅 性能向上計画認定住宅
金利Aプラン (耐久性・可変性)	長期優良住宅	
【フラット35】 地域連携型	地域活性化 (グリーン化)	断熱等性能等級 6,7 相当の住宅

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

今般のレビューは、建築物省エネ法の改正に伴い、SBI アルヒが本フレームワークで定める適格クライテリアを一部変更したことを受けてのものである。

### (1) 建築物省エネ法の改正の概要

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現に向け、国内のエネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野においても取組を推進することが急務であると考えられている。また、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図る上でも、国内の木材需要の約 4 割を占める建築物分野における取組が求められている。これらを受け、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化を目的として、2022 年 6 月に改正建築物省エネ法が公布された。

改正建築物省エネ法では、原則全ての新築住宅・新築非住宅に省エネ適合義務が課せられること、当該変更が 2025 年 4 月 1 日から適用されることが変更点の一部を構成している。

## 1 原則※ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

	〈現行〉			〈改正〉	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	➔	適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

図 2：建築物省エネ法 改正概要（抜粋）<sup>5</sup>

一方で、住宅金融支援機構は、2023 年 4 月以降に設計検査申請を行う新築住宅を対象として【フラット 35】を利用にあたり充足を求める省エネ基準を厳格化した。より具体的に、これまで、断熱等性能等級 2 であったところ、変更後においては、「断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上」または「建築物エネルギー消費性能基準」としている。

SBI アルヒでは、上記基準の厳格化を受け、2023 年 4 月に本フレームワークを変更し、既存の適格クライテリアに該当せず、かつ上記基準の対象となる全ての【フラット 35】及び【フラット 35】S を新たに適格クライテリアに追加している。2023 年 4 月時点において、2025 年 4 月から導入される基準を前倒して【フラット 35】の充足基準としたことより、法律で求められる省エネ基準より厳しい基準が課されることから、JCR は追加対象となった商品に対して、環境改善効果があると評価していた。しかし、2025 年 4 月 1 日以降、原則全ての新築住宅に対して省エネ基準適合義務が課されることにより、それまで前倒しで適用していた省エネ基準が法律により求められる基準に変更されるため、上記商品に関しては、環境改善効果がある商品と言えなくなってい

<sup>5</sup> <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001519931.pdf>



る。この法改正を受け、SBI アルヒは上記商品に関して技術基準が適用される期間の終期を明確化している。

以上より JCR は、本フレームワークの資金使途が引き続き環境改善効果を有していると評価している。

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

SBI アルヒは、本フレームワークにおいて、資金使途の選定基準及びプロセスを以下の通り定めている。

### プロセスにかかる本フレームワーク

#### 【プロジェクトの選定プロセス】

(ア)【フラット 35(保証型)】のうち省エネルギー性に関する基準を満たす裏付資産が選定されるに至ったプロセス

グリーン RMBS の組成は、ESG 関連事項に関する取組を推進する「ESG タスクフォース」のもと財務部門により企画され、取締役会での議論を経た上で行われている。

(イ)【フラット 35】における個別の住宅の環境性能評価のプロセス

個別の住宅が省エネルギー性に関する基準を満たしていることは、建築基準法に基づく「指定確認検査機関」または住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「登録住宅性能評価機関」が物件検査を実施して確認している。また、【フラット 35】地域連携型については、「各地方公共団体」が財政的支援に係る審査を通じてそれぞれの定めた条件を満たしていることを確認している。

(ウ)当社内での裏付け資産の選定プロセス

当社内の財務部門が住宅ローン債権の中から、省エネルギー性に関する基準を満たす債権を選定・抽出し、裏付け資産とする。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された選定基準およびそのプロセスに係る妥当性について、前回評価時点において適切と評価している。選定基準については今般一部変更されているが、1.で既述の通り、変更後の選定基準も適切であると評価している。

プロセスに関しては、前回評価時から大きな変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。また、本フレームワーク等で選定基準およびプロセスについて開示が行われていることから透明性も引き続き確保されていると判断している。

### 3. 調達資金の管理

SBI アルヒは、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### (1) グリーン RMBS に係る調達資金の充当計画について

本グリーン RMBS の発行代わり金は全額、裏付け資産であるグリーン適格資産の取得に速やかに充当される。このため、当初において未充当資金は発生しない。

##### (2) グリーン RMBS に係る調達資金の管理について

本グリーン RMBS の裏付け資産はすべてグリーン適格資産であり、グリーン適格資産に係る約定回収金や期限前回収金等是对应する RMBS の元本償還にパススルーで反映されることが信託契約にて定められていることから、未充当資金は発生せず、グリーン RMBS の残高に関し特別な資金管理を必要としない。

なお、証券化期間中の RMBS の残高及び裏付け資産であるグリーン適格資産の残高は、信託銀行のシステムによって月次でモニタリングされており、適切に管理されている。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では今回改訂された本フレームワークでも、変更がないことを確認している。すでに実行されている RMBS において、フレームワークに則った運用が行われているため、引き続き適切であると評価している。

## 4. レポーティング

SBI アルヒは、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている。

### レポーティングにかかる本フレームワーク

#### (1) 調達資金の充当状況に係るレポーティングについて

特段資金管理が不要であることから、資金の充当状況に係るレポーティングは実施されないが、万が一調達資金の管理について大きな状況の変化が起こった場合には、ウェブページ上で状況と対応の報告を行う。

#### (2) 環境改善効果に係るレポーティングについて

本プロジェクトの環境改善効果は、法令等に根拠を持つ省エネルギー性に関する技術基準を満たすことを以て確認される。本グリーン RMBS に紐づく住宅ローンの件数、金額の合計が年 1 回、ウェブページ上において開示される予定である。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

#### 資金の充当状況に係るレポーティング

JCR では、本フレームワークで記載された資金の充当状況に係るレポーティングについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では今般改訂されたフレームワークでも変更がないことを確認している。なお、グリーン RMBS の仕組みに何らかの状況の変化があった場合には、SBI アルヒのウェブサイト上で開示が行われることが想定されている。

#### 環境改善効果に係るレポーティング

JCR では、本フレームワークで記載された環境改善効果に係るレポーティングについて、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では今般改訂されたフレームワークでも変更がないことを確認している。

なお、SBI アルヒでは、2020 年 1 月の初回 RMBS 実行分からウェブサイト上でグリーン RMBS にかかる情報および裏付資産の概要を開示している。JCR は、本フレームワークに定める開示が適切に行われていると評価している。

## 5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

SBI アルヒは、2004 年に住宅金融支援機構の【フラット 35】の取り扱いを開始、2023 年度における借り換えを含めたシェアは 24.7%であり、2010 年度から 2023 年度まで 14 年度連続でトップシェアを維持している。提供している商品は、【フラット 35 (保証型)】を活用した「ARUHI スーパーフラット」など、金利プランや融資割合などに応じたラインナップを揃えており、幅広い顧客のニーズに即したサービスを提供している。その中でも、今般資金使途の対象となっている【フラット 35(保証型)】のうち【フラット 35】S に該当する住宅ローンは、既述の通り省エネルギー性や耐久性・可変性など一般の住宅より環境性能の優れた住宅を対象としており、SBI アルヒはこのような商品の提供を通じてより良質な住宅の普及に資することを目指している。

SBI アルヒは、2022 年 11 月に SBI ホールディングス株式会社の子会社による株式買付により、SBI グループの傘下に入り、2024 年 1 月にアルヒ株式会社から現商号に変更している。SBI アルヒは、SBI 新生銀行株式会社との共同開発による変動金利商品のラインナップの拡充等を通じて、グループ会社との連携関係を構築してきており、SBI グループに入っても変わらず、住宅ローン関連事業の強化・拡大を企図し、企業価値の向上に取り組んでいる。

2023 年 12 月に SBI エステートファイナンス株式会社を完全子会社化したことに伴い、SBI アルヒは SBI アルヒグループとしてのマテリアリティを見直している。その中の一つに、「温室効果ガス排出量の抑制」を挙げており、本フレームワークで資金使途の対象としている【フラット 35】S の普及及びグリーン RMBS の継続発行により達成することを目指している。また、「少子・高齢化社会への対応」もマテリアリティとして掲げており、【フラット 35】子育てプラスを利用した【フラット 35】の商品の展開、60 歳以上を対象としたリースバック商品の提供により、実現に向けた取り組みを進めている。

SBI アルヒでは、CEO を委員長とし、執行役員会のメンバーと構成を一にする ESG 委員会を設置している。ESG 委員会は原則四半期に 1 回開催され、中長期的な視点で自社と社会のサステナビリティの動向について協議し、ESG の具体的な取り組み・施策等について決定をする権限を有している。また、SBI アルヒでは ESG 委員会で決定した ESG の具体的な取り組み・施策等を全社で取り組んでいくための推進機能として、ESG タスクフォースを設立している。ESG タスクフォースではこれまでに、SBI アルヒが主催している地域社会への貢献、多様な人材への対応、グリーン RMBS の実行のほか、社会的な側面に関する問題も含め幅広く協議が進められている。特に、「本当に住みやすい街大賞」は、SBI アルヒが審査業務を通じて得た情報を、街に暮らす人の利便性の観点で集計した結果として主要な地域別に SBI アルヒが公表しているものであり、「本当に住みやすい街」に選ばれた街が実際の町興しに活用し、地域のイメージ向上を通じて街の活性化につなげた例があるなど、地域・社会貢献の一環としても用いられている。また、SBI アルヒは 2022 年 6 月に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するとともに、TCFD 提言に沿った情報開示を実施している。

グリーン RMBS の実施は、SBI アルヒ社内の ESG タスクフォースで検討を行ったほか、方針・プロセスについて ESG タスクフォースのメンバーである経営陣を含め議論され決定されている。また、グリーン RMBS の実行プロセスにおいて、住宅ローン債権の対象となる住宅が【フラット 35】の省エネルギー性の基準を備えているかどうかについて、外部の検査機関や評価機関を活用し評価を行っている。

JCR では、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が引き続き環境問題を重要度の高い課題として位置付けているほか、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に組織として関与していると評価している。

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体および/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル